

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により、平成20年4月1日付けでたてられた京都市森林整備計画について、平成24年4月1日付けで施行される森林法の一部を改正する法律に合わせて変更します。

なお、京都市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が終了するまでに、京都市長に対し、理由を付した文章を以て意見書を提出することができます。

平成24年1月31日

京都市長 門川 大作

1 縦覧場所

- (1) 京都市中京区寺町御池通上る上本能寺前町488番地
京都市役所内
産業観光局農林振興室林業振興課
- (2) 京都市右京区京北周山町上寺田1-1
京北合同庁舎内
京都市産業観光局京北農林業振興センター

2 縦覧期間

平成24年1月31日から
平成24年2月29日まで

(京都市産業観光局農林振興室林業振興課)